

平成26年4月26日  
文 化 庁

## 我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について(速報)

今般、我が国から世界文化遺産へ推薦している「富岡製糸場と絹産業遺産群」について、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOS(イコモス)による勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。

イコモスの評価結果と推薦に係るこれまでの経緯は下記のとおりです。

### 記

#### 1. ICOMOSの評価結果(具体的な勧告内容は整理中)

「富岡製糸場と絹産業遺産群」については、「記載」が適当との勧告がなされた。

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) International Council on Monuments and Sites(イコモス): 国際記念物遺跡会議  
文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。  
1964年設立。

## 2. 「富岡製糸場と絹産業遺産群」のこれまでの経緯

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成25年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成25年 9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成25年 9月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年10月	ICOMOSへ追加情報を提出

## 3. 今後の予定

第38回世界遺産委員会(平成26年6月15日～25日、於:ドーハ)において、ICOMOSの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

### <担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 高橋 宏治

世界文化遺産室長 北山 浩士

文化財調査官 西 和彦

世界文化遺産企画係長 齋藤 彩

電話:03-5253-4111(代表) (内線 4762)